飯綱町家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、生ごみの自家処理を促進しごみの減量・再資源化を更に推進するために、家庭から排出される生ごみを処理する機器（以下「生ごみ処理機器」という。）を購入し設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯綱町補助金等交付規則（平成17年10月１日規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において「生ごみ処理機器」とは、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機をいう。

２　この要綱において「生ごみ処理容器」とは、地上又は地中に設置して生ごみを減量する又は、たい肥にする容器をいう。

３　この要綱において「生ごみ処理機」とは、機械的な動作を用いて生ごみを減量する又は、たい肥にする機械（ディスポーザーを除く。）をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を満たす個人とする。ただし、法人は補助金の交付対象者としない。

(１)　町内に住所を有し、かつ、居住している者

(２)　補助金交付の申請時に納期の到来している町税等を納付している者

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、次の各号に掲げる処理機器の区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

(１)　生ごみ処理容器　生ごみ処理容器の購入費に２分の１を乗じて得た額（その額が3,000円を超えるときは3,000円を限度とする。）とする。

(２)　生ごみ処理機　生ごみ処理機の購入費に２分の１を乗じて得た額（その額が30,000円を超えるときは30,000円を限度とする。）とする。

２　１世帯あたりの補助対象機器数の上限は生ごみ処理容器にあっては２台、生ごみ処理機にあっては１台とする。また、使用者の責に帰することができない理由により破損した場合やその他やむを得ない事情があると町長が認める場合を除き、生ごみ処理容器については５年を経過しなければ再申請することができないもの（１世帯の補助台数に満たないものは除く。）とし、生ごみ処理機については再申請することができないものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飯綱町家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)　生ごみ処理機器を購入したことを証明する領収書又はその写し（申請者の名前が記名されているもの）

(２)　生ごみ処理機にあっては保証書の写し

（交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による補助金の交付申請書兼請求書を受けたときは、その内容を審査し適当と認めたときは、飯綱町家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第７条　町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第８条　町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は既に交付されているときは補助金を返還させることができる。

(１)　虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　この要綱に違反する行為があったとき。

（協力義務）

第９条　補助金の交付を受けた者は、家庭用生ごみ処理機器を有効に活用し、更なるごみの減量・再資源化に努めるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

　　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、飯綱町家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱（平成27年３月20日告示第40号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。